

○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定を実施するため、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十八日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。  
別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。